

全員協議会資料

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成 25 年 3 月 27 日

財政部
市民部

1 改正の趣旨

現在第 183 回通常国会において審議中の「地方税法の一部を改正する法律案」が可決、成立し公布された場合に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものであります。

2 改正の内容

(1) 固定資産税関係

- ア 森林総合研究所が継承していた旧緑資源機構関係事業の廃止に伴い、条文整理を行う。
- イ 住宅の耐震改修にかかる固定資産税の特例適用の要件として、耐震改修工事に要した費用の額が平成 25 年 4 月 1 日から「30 万円以上」から「50 万円を超える」に改正されることに伴う経過措置を設けるものである。

【内容】

経過措置として、平成 25 年 4 月 1 日前に耐震改修工事契約を締結し、かつ、改修工事費が 30 万円以上 50 万円以下の場合に特例を適用する。

(2) 国民健康保険税関係

- ア 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後 5 年目までの間の世帯別平等割額の 2 分の 1 の軽減措置に加え、当該移行後 6 年目から 8 年目までの間においても世帯別平等割額の 4 分の 1 の軽減措置を講ずる。
- イ 国民健康保険の保険税の減額措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後 5 年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を、期限を区切らない恒久措置とする。

3 施行期日（予定） 平成 25 年 4 月 1 日